

令和2年度
山梨県屋外広告物講習会のご案内

山梨県内で屋外広告業を営もうとする場合は、山梨県屋外広告物条例の規定により、屋外広告業の登録をするとともに、各営業所に屋外広告物講習会の修了者等、一定の資格のある業務主任者を置くことが義務づけられています。

また、山梨県屋外広告物条例の許可を受けた屋外広告物には管理者を置くことが義務づけられており、一定の基準を超えるものについては、資格を有する者が管理者となることとされていることに加え、平成31年4月1日からは、改正条例により安全性の点検が義務化され、一定の基準を超えるものについては、資格を有する者が安全性の点検を行わなければならなくなりました。

山梨県では、広告物等に関し必要な知識を修得するための講習会を次のとおり開催します。この講習の修了者は、業務主任者や管理者、点検者となることができますので、これから屋外広告業を始めようとする方、広告物の管理者又は点検者になろうとする方は、この講習会を受講してください。

なお、他の地方公共団体が行う屋外広告物講習会修了者も、業務主任者や管理者、点検者となることができます。

甲府市では平成31年4月1日に中核市へ移行したことに伴い、甲府市屋外広告物条例が施行され、屋外広告物の規制や業の登録について市条例が適用されています。令和2年度は甲府市においても屋外広告物講習会の開催が予定されております。詳細については甲府市役所都市計画課(055-237-5829)へお問い合わせください。

■ 講習会の開催

1 開催日及び開催会場

開催日	開催場所	講習科目
令和2年10月16日(金)	恩賜林記念館 (2階 大会議室) (山梨県甲府市丸の内1-5-4)	・屋外広告物に関する法令 ・屋外広告物の表示の方法に関する事項 ・屋外広告物の施工に関する事項

※ 電車等の公共交通機関をご利用ください。なお、お車で来られる方は、民間等の有料駐車場に駐車し、費用は各自ご負担ください。

※ すべての講習科目を受講しないと修了証書を交付できません。
(講習科目が一部免除される者を除く。)

2 講習科目の内容及び講習時間

講習科目	講習内容	講習時間
屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、山梨県屋外広告物条例、同施行規則を中心に屋外広告物に関する法令について	3時間
屋外広告物の表示の方法に関する事項	屋外広告物の意匠、色彩及び形状等の表示の方法について	2時間

屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の材料、構造、設置方法等について	2時間
----------------	-----------------------	-----

3 新型コロナウイルス感染防止対策等について

(1) 感染防止対策

・マスクの着用

咳エチケット等の感染防止対策として、マスクの着用を徹底してください。

・衛生管理

入館時やトイレ使用後等の手指消毒、手洗いを徹底してください。

・検温等体調チェックの実施

講習会当日の検温等体温チェックを行って下さい。

なお、「(2) 来場自粛の基準」の記載内容に該当する方は、受講はお控えください。

(2) 来場自粛の基準

・発熱、あるいは咳・咽頭痛等の症状がある場合

・過去14日以内に感染が拡大している国・地域への訪問歴がある場合

・新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合

・過去14日以内に入国制限等のある国・地域からの渡航者・在住者との濃厚接触がある場合

4 受講時の持ち物

○ 筆記用具

○ 受講票

○ 身分が証明できるもの(顔写真付きのもの:運転免許証等)

○ テキスト

・「山梨県屋外広告物関係法令等」(当日配付します。料金は受講料に含まれます。)

・「屋外広告の知識 第五次改訂版 法令編」「屋外広告の知識 第四次改訂版 デザイン編、設計・施工編」(計3冊)

※ 受講料に含まれませんので、各自でご用意ください。ご用意できない場合は、講習会の当日、業者が販売を行う予定ですのでご購入ください。(参考価格7,000円/3冊)

※ 「法令編」は令和元年5月30日に改訂版が発行されています。法令編のみの購入も可能です。

○ 昼食(会議室内での休憩時間中の食事が可能です。ゴミは必ずお持ち帰りください。)

※ 会場周辺には売店や御食事ができるところがありますが、午後の講義に遅れることのないようご注意ください。

○ マスクの着用

5 時間割

	9:10	9:40	9:50	12:50	13:50	15:50	16:00	18:00	18:10
全科目受講者	受付	開講式	屋外広告物に関する法令	休憩	屋外広告物の表示の方法	休憩	屋外広告物の施工	閉講式及び修了証書交付	
一部免除者						修了証書交付			

■ 受講の申込み

1 申込期間

令和2年8月17日(月)～令和2年10月2日(金)

- ・ 10月2日(金)必着でお願いします。

※令和2年度より郵送のみの申込みとなります。

2 受講定員 先着80名程度

受講希望者が多数の場合は、会場の関係上、お断りさせていただく場合があります。

なお、定員に達した場合は、山梨県ホームページ中の「令和2年度山梨県屋外広告物講習会について」に情報を掲載しますので申し込み前に必ずご確認ください。

3 申込み先

山梨県庁 県土整備部 景観づくり推進室

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話:055-223-1325

4 申込方法

講習会受講申込書に必要事項を記入し、山梨県収入証紙を必要額貼付し、郵送にてお申込みください。なお、一部免除の場合には、免除対象となることを証明できる書面(資格証等)の写しを添付してください。

郵送にて受講票を交付しますので、返信用封筒に宛先を記入し、必要額の切手を貼付して同封してください。

(申込書ダウンロード先)

山梨県ホームページ中の「令和2年度山梨県屋外広告物講習会について」よりダウンロードできます。

山梨 屋外広告物講習会

検索 

5 講習会受講手数料(山梨県収入証紙は、山梨中央銀行等でお買い求めいただけます。詳細は後述。)

全科目受講の場合	3,000円
一部(屋外広告物の施工に関する科目)免除の場合	2,000円

※ 申込み後に講習会を受講されなくなった場合でも、受講手数料は還付(返金)できません。

6 受講票の交付

お申込み受付後に受講票は郵送しますので、講習会当日は受講票を忘れずにご持参ください。

■ 講習会修了証書の交付

講習会の課程を修了した者には、講習会終了後、受講票と引き替えに修了証書を交付します。

■ 講習科目の一部免除

次のいずれかの資格を有する者については、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習が免除されます。該当することを証明できる書面(資格証等の写し)を講習会受講申込書に添付してください。

- (1) 建築士法の建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法の電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法の電気主任技術者免状(第一種・第二種・第三種)の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法の準則訓練を修了した者(帆布製品製造科)、職業訓練指導員の免許を受けた者(帆布製品製造科)、技能検定に合格した者(帆布製品製造)

■ 山梨県収入証紙について

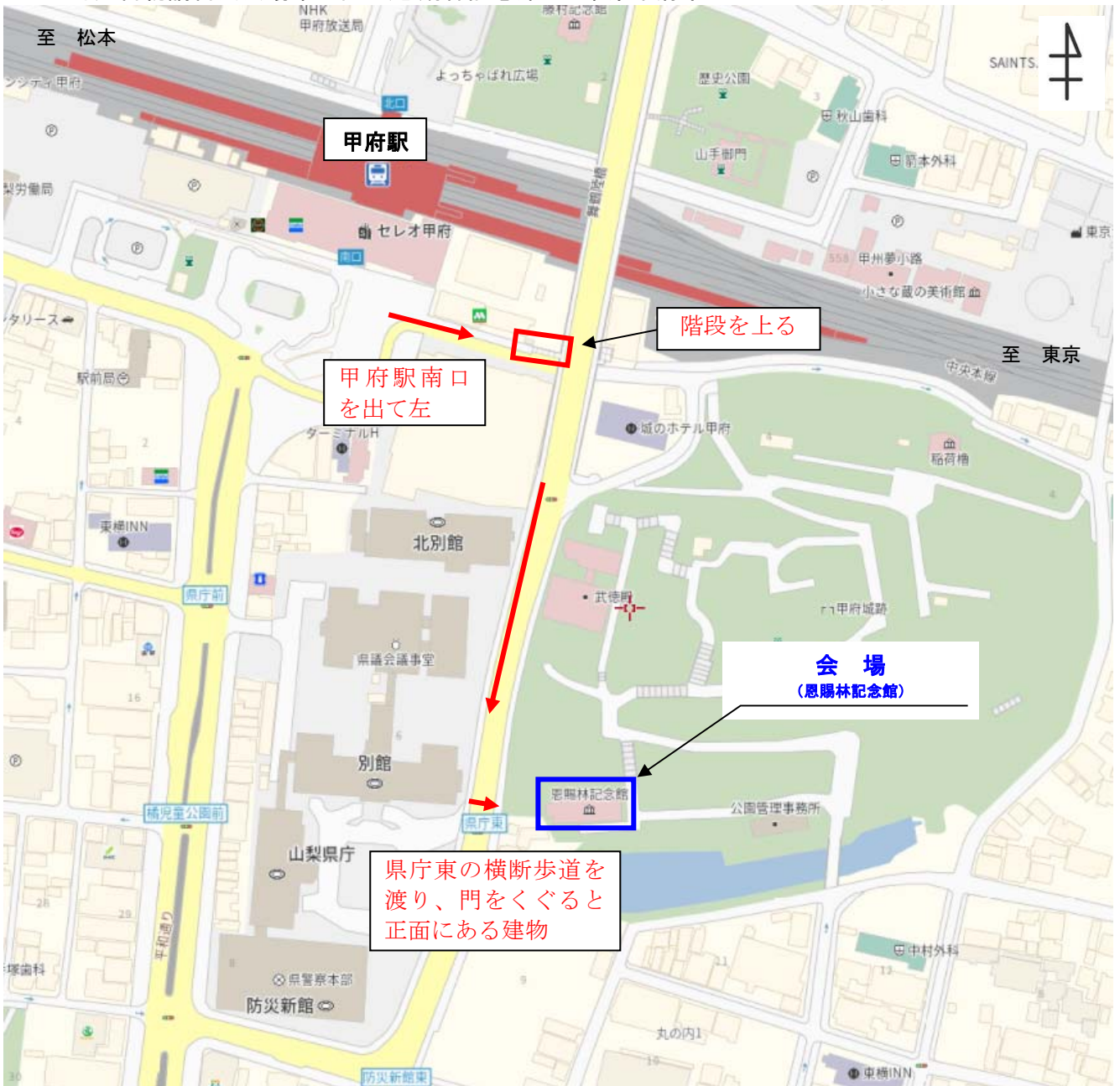
- ・ 県内の山梨中央銀行本支店でお買い求めいただけます。※ライフスクエア甲府支店を除く
- ・ 県外の山梨中央銀行では次の場所のみでお買い求めいただけます。

山梨中央銀行東京支店	東京都千代田区鍛冶町1-6-10	03-3256-3131
山梨中央銀行新宿支店	東京都新宿区西新宿1-24-1	03-3342-2231

- ・ 県外など遠方にお住まいの方で山梨県収入証紙を購入することが困難な方は、山梨県行政書士会が、現金書留による方法で郵送での証紙販売を行っています。詳しくは直接山梨県行政書士会までお問い合わせください。

(山梨県行政書士会)
〒400-0031
山梨県甲府市丸の内 3-27-5
電話 055-237-2601

■ 屋外広告物講習会会場案内図（恩賜林記念館 山梨県甲府市丸の内1-5-4）



交通手段

- 電車の場合
JR中央線「甲府駅」南口より徒歩約8分
- お車の場合
・中央自動車道「甲府昭和IC」より約6km
(※民間等の有料駐車場に駐車し、費用は各自ご負担ください。)

○ 問い合わせ先

山梨県甲府市丸の内1-6-1(別館 3階)
山梨県県土整備部 県土整備総務課
景観づくり推進室
電話:055-223-1325